

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(福祉指導課) 1
○道路の区域変更 (3件)	(道路課) 1
○道路の供用開始	(") 2
公 告	
○争議行為の予告	(雇用労働政策課) (10・23掲示) 2
○土地改良区の役員の就退任	(農業基盤課) 2
○開発行為に関する工事の完了 (2件)	(都市計画課) 2
高知県公営企業局管理規程	
◎高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程	3
入札公告	
○一般競争入札 (電動ベッド一式の購入) の公告	(公営企業局 県立病院課) 4

告 示

高知県告示第661号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2 第1項の規定による介護機関として、次のとおり指定した。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
平成25年10月4日	医療法人互生会 宿毛市平田町戸内1802	有料老人ホームやいとがわ 宿毛市平田町戸内3098番

地1
特定施設入居者生活介護

高知県告示第662号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 中村宿毛
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
幡多郡三原村亀ノ川字仲山1049番1から幡多郡三原村下切字打越山917番16地先まで	A	3.9 }	2,206
	B	7.5 }	318
幡多郡三原村亀ノ川字仲山1049番1地先から幡多郡三原村亀ノ川字枝折ガ谷597番1地先まで	B	24.5	
	C	8.2 }	424
幡多郡三原村下切字百合谷1117番地先から幡多郡三原村下切字打越山917番16地先まで	C	22.9	
	B	7.5 }	318
幡多郡三原村亀ノ川字仲山1049番1地先から幡多郡三原村亀ノ川字枝折ガ谷597番1地先まで	B	24.5	

幡多郡三原村下切字百合谷1117番地先から幡多郡三原村下切字打越山917番16地先まで	後	C	8.3 }	424
			18.6	
幡多郡三原村亀ノ川字枝折ガ谷597番1から幡多郡三原村下切字百合谷1117番地先まで	D		8.4 }	600
			39.2	

高知県告示第663号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 安居公園
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町川内谷字カヂヤウエバノ上エ317番から吾川郡仁淀川町川内谷字北屋敷203番まで	前	4.7 }	112
		11.8	
	後	7.0 }	112
		47.2	

高知県告示第664号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年11月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 葎ヶ峠文丸

3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡樺原町井高 470番から 高岡郡樺原町井高 512番まで	前	4.3 }	64
	後	9.9 }	
		5.2 }	64
		14.4 }	

高知県告示第665号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成25年11月8日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 195号
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
南国市下末松字高屋ノ西 444番3地先から 南国市陣山字伊之助177番 1地先まで	1,480	平成25年11月9日

公 告

平成25年10月22日付けをもって高知県厚生連労働組合執行委員長清遠由美子から次のとおり争議行為を行う場合がある旨の通知があったので、公表する。

平成25年10月23日(掲示済)

高知県知事 尾崎 正直

- 1 事件
 - (1) 年末一時金について
 - (2) 託児所について
 - (3) 臨時職員の正規雇用について
- 2 日時

平成25年11月4日午前零時以降、要求解決までの連日又は小期間にわたる期間

- 3 場所
高知県厚生連の全職場又は一部の職場
- 4 争議行為の概要
あらゆる形の争議行為を行う。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、土佐市土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	板原 啓文	土佐市高岡町丁 943-イ-2
	井上 稔	〃 〃 丁1797
	中山 邦夫	〃 〃 乙 564
	福原 章芳	〃 〃 乙2996
	野瀬 博	〃 〃 甲1512
	羽方 實	〃 〃 丙 133-4
	石元 博昭	〃 〃 丁 861
	福本 昌一	〃 〃 甲1023-3
	山崎 憲輔	〃 〃 丙 306
	市川 精香	〃 塚地 386-1
	土居 啓之	〃 用石 1091
	小川 建志	〃 中島 457-4
	田村 良一	〃 蓮池 3431-2
	西山 昂	〃 〃 2946-1
	山崎 健夫	〃 〃 865
	廣瀬 輝幸	〃 波介 1493-1
	坂本 耕一	〃 新居 1970-1
	久保 直和	〃 〃 1028
	坂本 英幸	〃 〃 2341
	田村 邦夫	〃 〃 601-1
監事	國繁 和道	〃 用石 771
	田村 武彦	〃 蓮池 3574
	門田 伍朗	〃 新居 128-4
(就任)		
理事	板原 啓文	土佐市高岡町丁 943-イ-2
	井上 稔	〃 〃 丁1797
	中山 邦夫	〃 〃 乙 564
	福原 章芳	〃 〃 乙2996
	野瀬 博	〃 〃 甲1512
	羽方 實	〃 〃 丙 133-4

〃	石元 博昭	〃 〃	丁 861
〃	福本 昌一	〃 〃	甲1023-3
〃	竹内 洋明	〃 〃	甲 418
〃	市川 精香	〃 塚地	386-1
〃	土居 啓之	〃 用石	1091
〃	小川 建志	〃 中島	457-4
〃	田村 良一	〃 蓮池	3431-2
〃	西山 昂	〃 〃	2946-1
〃	山崎 健夫	〃 〃	865
〃	廣瀬 輝幸	〃 波介	1493-1
〃	森澤 健良	〃 新居	2355-2
〃	久保 直和	〃 〃	1028
〃	坂本 英幸	〃 〃	2341
〃	田村 邦夫	〃 〃	601-1
監事	國繁 和道	〃 用石	771
〃	矢野 泰幸	〃 蓮池	249
〃	近澤 孝雄	〃 新居	1764

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月6日 25高都計第230号	南国市下末松字祇園 179番1	南国市篠原1081番地 ビッグイースト しのはら102号 楠瀬 正也

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成25年11月8日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成25年8月27日 25高都計第264号	南国市稲生字石ノ前 1847番3	南国市稲生1931番地 中澤 利早子

公営企業局管理規程

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成25年11月8日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

高知県公営企業局管理規程第10号

高知県公営企業局事務処理規程の一部を改正する規程

高知県公営企業局事務処理規程（平成8年高知県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中22の項を23の項とし、21の項を22の項とし、20の項を21の項とし、19の項を20の項とし、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、同表16の項中「15」を「16」に改め、同項を同表17の項とし、同表中15の項を16の項とし、14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の項を12の項とし、10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項の次に次のように加える。

7 職員の勤務時間の割振りに関する事。	○		
---------------------	---	--	--

附 則

この規程は、平成25年11月8日から施行する。

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

平成25年11月8日

高知県公営企業局長 岡林 美津夫

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

電動ベッド一式 221組

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成26年3月14日

(4) 納入場所

ア 安芸市宝永町1番32号

高知県立あき総合病院

イ 宿毛市山奈町芳奈3番地1

高知県立幡多けんみん病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成24～26年度競争入札参加資格者登録名簿(物品購入等関係)」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成24年度から平成26年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等(平成23年9月高知県告示第625号。以下「告

示」という。)第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと及び告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

(6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0850

高知市丸ノ内一丁目7番52号

高知県公営企業局県立病院課

電話番号088-821-4920

(2) 入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

平成25年11月8日(金)から同月21日(木)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(午後零時から午後1時までの間を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

平成25年11月8日午前9時から同月21日午後5時までの間に高知県公営企業局県立病院課のホームページ(<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/610101/>)で交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年12月13日(金)午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、平成25年12月12日(木)午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁本庁舎地下 臨時会議室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県公営企業局契約規程(昭和41年高知県企業局管理規程第5号。以下「契約規程」という。)第6条、第22条及び第23条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を平成25

年11月21日午後5時までに3の(1)の交付場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、高知県公営企業局長から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他契約規程第12条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

契約規程第9条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、平成25年11月21日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 関連情報入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(10) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Type of product required for purchase: Electric hospital bed 221 complete sets

(2) Deadline for the submission of documents to confirm suitability of the product: 5:00 P.M. on Thursday 21 November 2013

(3) Date and time for the submission of bid tender: 10:00 A.M. on Friday 13 December 2013 (bid tenders

submitted by registered mail should be received by
5:00 P.M. on Thursday 12 December 2013)

(4) Contact: Prefectural Hospital Division, Public
Enterprise Bureau, Kochi Prefectural Government 1-7-
52 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-0850 Japan
Tel: 088-821-4920